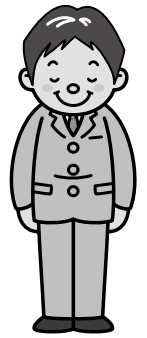


給食費に関するお知らせ



給食費の口座振替手続きをお願いします

船橋市の学校給食費は、市の歳入歳出予算に組み込んで市が管理する「公会計」方式を採用しています。一方、副教材や修学旅行の積立金・PTA会費といった費用（学校徴収金と呼ばれている費用）は、各学校で徴収管理をしています。このため、船橋市立学校に新入学・転入学される際には、**学校給食費と学校徴収金の2つの手続きを行っていただく必要がありますのでご注意ください。**

学校給食費の納付は便利で確実な口座振替をおすすめします。保護者の皆様にはお手数ですが、同封の預金口座振替依頼書を取引のある金融機関窓口へ提出してくださるようお願いいたします。

なお、学校給食費の徴収にあたっては、学校を通じて一人ひとりに「学校給食費納入通知書」をお配りし、納期限ごとの納付金額等をお知らせします。

【学校給食費の手続き】

児童生徒の保護者等



※金融機関に
口座振替依頼書を提出

普段利用の金融機関



※市が一括して口座振替

船橋市の会計

船橋市がお金を管理



【学校徴収金の手続き】

児童生徒の保護者等



※入学前等に口座開設

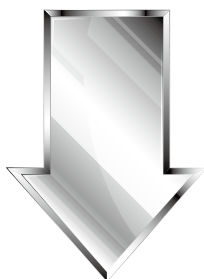
学校指定の金融機関



※学校ごとに口座振替

学校長の口座

学校長がお金を管理



二種類の別のお手続きが必要です。
ご協力をお願いします。

お早めに同封の預金口座振替依頼書を銀行へ提出してください

☆記入方法は **7** をご覧ください

1 口座振替依頼書は市内に本支店のある20の金融機関の窓口へ提出できます

給食費の口座振替依頼書は、市内に本支店を有する下記の金融機関に提出できます。**給与振込口座の指定が便利で確実です。ご指定いただいた口座が、長期欠席等の場合の還付金振込用口座にもなりますので、忘れずに提出してください。**下記金融機関であれば、船橋市内・市外を問わずいずれの支店の口座でも指定ができます。

今回、ご指定いただいた口座は、お子様が船橋市立の小・中・特別支援学校に在籍している間はずっと、給食費支払い用としてご利用いただくことができます（お子様が小学生の場合、中学校進学時に改めて手続きを行う必要はありません）。



うっかり入金を忘れて振替不能になっちゃった…。そんな事態を防ぐためにも、なるべく普段からお使いの口座をご指定ください。

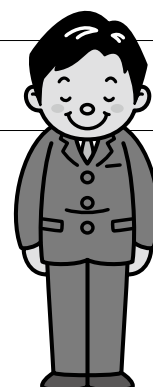
※令和6年9月時点

都市銀行	地方銀行	信託銀行	信金・信組	その他金融機関
三菱UFJ銀行 みずほ銀行 三井住友銀行 りそな銀行	千葉銀行 千葉興業銀行 京葉銀行 きらぼし銀行 東京スター銀行 常陽銀行	三菱UFJ信託銀行 みずほ信託銀行	千葉信用金庫 東京ベイ信用金庫 東京東信用金庫 横浜幸銀信用組合	ゆうちょ銀行 中央労働金庫 市川市農業協同組合 ちば東葛農業協同組合

※通常、金融機関でお手続きをされますと、口座振替依頼書の船橋市控（ピンクの複写用紙）は金融機関から船橋市へ送付されます。まれに、市外の銀行でお手続きを行った場合など、本人控（白い複写用紙）と一緒に船橋市控（ピンクの複写用紙）もご本人に返却される場合があります。船橋市控が市に到着しないと口座振替を開始することができません。万が一、返却された場合はお手数ですが、すみやかに教育委員会保健体育課 ☎047-436-2418 までご連絡ください。

2 口座振替依頼書は、下記の期日までに上記1の金融機関窓口へ必ずご提出ください

対象者	口座振替依頼書提出期限
令和7年度小学校・特別支援学校入学予定者	令和6年12月30日（月）
船橋市立の小・中・特別支援学校に転入される方 船橋市立以外の小学校から船橋市立の中学校に入学される方	転入学する学校や転居先の住所等が決まり次第すみやかにお手続きください。 （提出用紙には新学校・新住所を記入してください。）



※口座振替依頼書の提出から、口座引落開始までに1～2カ月程度かかります。

※口座振替依頼書を金融機関に提出済みでも、手続きが完了していない場合は口座引落としができません。その場合、納付書を使った金融機関窓口等での納付となりますのでご了承ください。

※口座振替依頼書の提出以降に、口座名義人の氏名や住所が変更となった場合、再度口座振替依頼書を金融機関窓口へ提出ください。

3 給食費の額は…

保護者の皆様には船橋市学校給食費に関する条例及び条例施行規則に基づき、お子様の給食費についてご負担いただきます。また、ご負担いただく給食費は食材購入のための実費相当分となりますが、物価高騰の影響による保護者の負担軽減を図るため、保護者が負担する給食費の値上げを行わず、給食の質と量を維持できるよう食材価格高騰分に対しては市で負担しています。なお、給食費の単価(令和6年度現在)は下表のとおりです。

区分		牛乳以外の給食分	牛乳代	1食当たりの給食費
小学校	低学年	208円	55.23円* (6年度)	263.23円
	高学年	248円		303.23円
特別支援学校	小学部低学年	220円		275.23円
	小学部高学年	263円		318.23円
	中高等部	311円		366.23円
中学校		330円		385.23円

※牛乳代は、公益財団法人千葉県学校給食会の供給価格により毎年度変動します。

4 口座振替は原則月末、月末が土・日・祝日等の場合は銀行の翌営業日です

学校ごとの口座振替スケジュールは下記のとおりです。徴収時期や給食の単価等は市のホームページでもお知らせしています。給食費の徴収額は喫食数に応じて異なりますので、個人ごとの徴収金額と納期限はお配りする学校給食費納入通知書でご確認ください。なお、口座振替手数料は市が負担します。

学 校	口座振替スケジュール					
小学校 特別支援学校	学校ごとの実施回数に応じた1年間の給食費を5回に分けて徴収します。 1～4回目は1000円単位で均等に徴収し、最終回に残金を徴収します。 例) 小学校低学年 (1食208円+牛乳55.23円) × 180回 = 47,381円の場合 例) 小学校高学年 (1食248円+牛乳55.23円) × 180回 = 54,581円の場合					
	(例)	6月(1回目)	8月(2回目)	10月(3回目)	12月(4回目)	2月(5回目)
	低学年	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円	7,381円
	高学年	11,000円	11,000円	11,000円	11,000円	10,581円
中学校 (前納制)	マークシートでの申込みに基づき、原則、給食実施の2か月前の末日に徴収します。 牛乳代は1年分をまとめて8月末日に徴収します。					
	2月 (4月分)	3月 (5月分)	4月 (6月分)	5月 (7月分)	6月 (9月分)	7月 (10月分)
	8月 (牛乳代)	9月 (11月分)	10月 (12月分)	11月 (1月分)	12月 (2月分)	1月 (3月分)



学校給食費納入通知書は学校からお子様を通じて配布しています。小学校・特別支援学校については年1回6月中旬に、中学校については原則、毎月20日前後に配布します。

5 入金・残高確認は前日までに！

入金忘れ等で振替不能となった方に対して2回目の引落は行っておりませんのでご注意ください。

〈小学校、特別支援学校〉納期限までに入金が確認できなかった場合は30日以内に督促状を送付させていただきます。添付されている納付書を使い、金融機関の窓口等でお支払いください。なお納期限を過ぎると遅延損害金をご負担いただく場合がありますので、ご注意ください。

〈中学校〉毎月月末の初回納期限までに納付の確認ができなかった方に、学校からお子様を通じて「納入のお願い」というお手紙をお配りします。早急に添付の納付書でお支払いください。なお、「納入のお願い」で指定した期限までに納付がなかった場合は翌月の給食はキャンセルされますので、お弁当をご持参ください。



6 給食を停止する場合や、連続3日以上欠食する場合は学校へ届出を

所定の用紙で事前に届出があった場合は、給食を食べない期間に応じて、学校給食費の減額や返金が行われることがあります。

給食を止めたい場合、止めた給食を再開したい場合、連続して3日以上給食を欠食する場合には、以下の届を学校にご提出ください。用紙は学校にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。学校への届出は、給食を止めたい（再開したい）日の4日前（休日等を除く）までをお願いします。



ケース	理由（例）	届出用紙
給食を停止したい場合	・食物アレルギーでお弁当を持参する ・乳糖不耐症なので牛乳だけ止めたい ・転出をする	「給食停止（再開）届」 ※停止に○印
給食を再開したい場合	・長期欠席していたが通学できる見込みとなった ・食物アレルギーが治った	「給食停止（再開）届」 ※再開に○印
連続して3日以上給食を欠食する場合	・怪我や病気で欠席する	「欠食届」

【ご注意ください】

※給食の停止を希望する理由が「食物アレルギー」の場合は、別途「学校生活管理指導表」を学校に提出してください（詳しくは学校にお尋ねください）。

※急な欠席や1～2日の短い欠席の場合は返金対象となりません（届出不要）。

※学校が届出を受けた日の翌日から起算して4日目（休日等を除く）以降が、給食費の返金対象となります。

※小学校、特別支援学校において届出を提出した場合は第5期（2月末日）の納付額を減額します。それ以降に発生した分は、次年度の4月末に還付（返金）します。

7 預金口座振替依頼書の記入方法

記入例

- 3枚複写となっていますので、ボールペン等(消せるボールペンは不可)で強く書いてください。

支払いを希望するものに✓を入れてください。
(複数選択可能)

特別支援学校に在籍(入学予定)の方は該当する学部「○」をつけてください。

小学校・特別支援学校新入学予定者は「新1」と記入してください。その場合、組の記入は不要です。

この欄はどちらかを記入してください。
口座番号等の記載間違いがないよう、
通帳等をよくご確認ください。

※ 太字の中のみ記入してください。

提出日:(西暦) 20XX年 X月 X日

費用種目	☒ 学校給食費※	← 該当する費用種目に✓をご記入ください。(複数選択可能)
	☒ 市立学校センター負担金	

※ 小学校給食費、中学校給食費及び特別支援学校給食費

児童 生徒等	カナ	フナバシ イチロウ	所属学校	●●小 学校 1年 2組
	氏名	船橋 一郎		特別支援学校の学部 小・中・高
			生年月日 (西暦)	20XX年 X月 X日

金融機関名	本支店名	預金種別	口座番号						
〇〇銀行	船橋支店	1普通 2当座	1	2	3	4	5	6	7
金融機関コード	支店コード								

指定口座	ゆうちょ銀行	通帳記号(6桁目がある場合は1の欄に記入)	通帳番号(右詰めで記入)

住所	船橋市湊町 2-10-25	申込開始年月	年	月	申込先口座番号	金融機関出印
氏名	船橋 太郎				00100-8-4980	船橋
電話	090 (1234) 5678				申込先加入者名	
住所	船橋市湊町 2-10-25				船橋市会計管理者	
氏名	船橋 花子				種目コード	166
電話	090 (9876) 5432				契約種別コード	30

1枚目の金融機関用印に届出印を押印してください。印相違の場合、口座振替を開始できません。

記入不要

※口座振替依頼書の「船橋市控」(ピンクの紙)につきましては、訂正印不要です。また、押印の際はご記入いただいた文字に重ならないようご注意ください。

※児童生徒ごとに1枚(船橋市立小・中・特別支援学校に通うお子さまが2人の時は2枚)の口座振替依頼書を口座振替を希望する銀行の窓口に出して頂きたい。

※転入生につきましては、転入する学校、転居先の住所が決まってから口座振替依頼書を提出して頂きますようお願いいたします。

8 学校給食費の免除を受けるには

船橋市では、「船橋市学校給食費に関する条例」第5条に基づき、学校給食費の「減免」を行っております。減免制度については以下のとおりとなります。

① 第3子以降無償化

多子世帯の子育てに対する経済的負担の軽減を図るため、要件に該当する第3子以降の義務教育期間における学校給食費について無償化を実施しています。

以下の①から③を全て満たしている保護者が**第3子以降無償化の対象**となります。

なお、無償化となるのは扶養している子のうち、**年齢が上から数えて第3番目以降の子**の学校給食費となります。

- ① 小学生以上の子を**3人以上扶養**している。
- ② ①の子のうち、**上から第3番目以降の子**が船橋市立小学校・中学校・特別支援学校（小学部及び中学部に限る。）で給食の提供を受けている。
- ③ 生活保護で学校給食費の支援を受けていない。

無償化の対象となる児童生徒の例（網かけが無償化の対象者・丸囲み数字が扶養している子等）

	第1子	第2子	第3子	第4子	無償化の対象者
例1	大学生①	高校生②	中学生③	小学生④	中学生③・小学生④
例2	無職①	専門学校生②	中学生③	私立中学生④	中学生③
例3	就労者（扶養外）	高校生①	中学生②	小学生③	小学生③
例4	アルバイト（扶養内）①	就労者（扶養外）	中学生②	中学生③	中学生③
例5	中学生①	小学生②	未就学児③		対象外

※申請方法及び詳細については、船橋市ホームページからご確認ください。
（また、申請書と提出封筒の記入例は、ホームページからダウンロードできます。）

※**申請は、無償化要件の確認のため毎年度必要となります。**

※お支払いいただいた後に第3子以降無償化が認定になった場合には、後日、支払い済みの給食費のうち、認定期間分については還付（返金）させていただきます。

※新年度の申請については2月頃にご案内します。



ホームページはこちら



【中学生の新年度の給食費について】

中学校は前納制のため、4・5月分の給食費について、前年度から請求が始まります。そのため、前年度第3子以降無償化が認定となっていた方につきましては、新年度の第3子以降無償化の**認定結果が出るまでは給食費の徴収を保留とさせていただきます**。新年度も第3子以降無償化が対象となった場合はそのまま免除し、**対象とならなかった場合は、保留としていた給食費を、お支払いいただくことになりますので、ご注意ください。**

② 就学援助（※）

就学援助を申請し、認定された方に対し学校給食費を「免除」しています。

なお、生活保護を受けている方の学校給食費は、生活保護（教育扶助）の対象となります。

「就学援助申請書の提出」をもって給食費減免の申請をしたものとみなされます。

※就学援助制度とは、船橋市に住所を有し経済的な理由により学校で必要となる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。（詳細は次ページに記載）

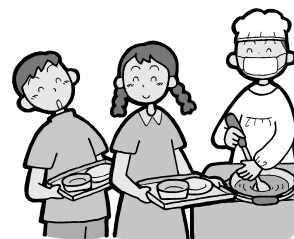
【学校給食費の援助について】

ご家庭の状況	給食費の取り扱い
就学援助の準要保護認定をうけた	認定期間中は保護者の給食費負担が免除になります
生活保護を受給している	教育扶助により給食費がまかなわれます
生活保護受給から外れてしまった	就学援助を申請し、認定になれば、給食費負担が免除になります

【申請・適用時期は？】

※年度当初（4月）からの認定のためには、就学援助の申請を可能な限り4月中にお願いします。申請は年度内随時可能ですが、認定時は申請日（在籍校への提出日）が属する月からの適用となりますのでご注意ください。また、就学援助は**毎年度申請が必要**です。

※就学援助が認定になると、認定期間中の学校給食費が免除となります。学校給食費をお支払いいただいた後に、時期を遡って就学援助が認定された場合はお支払いいただいている給食費のうち、認定期間分を後日還付（返金）させていただきます。



【新年度の給食費について】

前年度就学援助が認定となっていた方につきましては、新年度の就学援助の認定結果が出るまでは給食費の徴収を保留とさせていただきます。新年度も就学援助が認定になった場合はそのまま免除し、**認定とならなかった場合は、保留としていた給食費を、お支払いいただくこととなりますので、ご注意ください。**

※お支払いいただいた後に就学援助が認定になった場合には、後日、支払い済みの給食費のうち、認定期間分については還付（返金）させていただきます。

就学援助制度について

1. 就学援助制度ってどんな制度？

船橋市に住所を有し、経済的な理由により学校で必要になる諸経費についてお困りの保護者に対して、その一部を援助する制度です。詳細につきましては入学後にご案内する「就学援助制度のお知らせ」をご参照ください。

※入学前に小学校入学準備費を受給していても、就学援助の申請は必要になります。

2. 対象者は？

- (1) 生活保護を受けている方
- (2) 児童扶養手当(船橋市におけるひとり親家庭の手当)を支給されている方
- (3) その他(上記以外で、上記に準ずる程度に経済的にお困りの方)

※令和7年度の就学援助制度は令和6年中の収入により審査を行います。

認定となる目安の金額は入学後にご案内する「就学援助制度のお知らせ」をご参照ください。

3. 申請時期は？

年度当初(4月)からの認定のためには、就学援助の申請を可能な限り4月中にお願いします。申請は年度内随時可能ですが、**認定時は申請日(在籍校への提出日)が属する月からの適用となります**のでご注意ください。



4. 申請方法は？

申請書等を入学後に在籍する学校へ提出してください。

5. 申請書等の取得方法は？

「申請書」及び「就学援助制度のお知らせ」は各学校、学務課、船橋駅前総合窓口センターで配布しています。また、市のホームページからのダウンロードも可能です。

6. 就学援助に対するお問い合わせ

船橋市教育委員会 学務課 就学助成係

☎ 047 (436) 2852

(船橋市HP)

就学援助制度(申請書)はこちら⇒



学校給食費に関するお問い合わせ

船橋市教育委員会 保健体育課 給食費係

☎ 047 (436) 2418

